争議行為の予告について

第三東海労働組合執行委員長木村清から争議行為を行う旨の通知が令和 2年3月10日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第 478号)第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公 表する。

令和2年3月18日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃金等の要求に関する件

二日時

令和2年3月25日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

第三東海株式会社本社 千代田区神田神保町一丁目2番地 第三東海株式会社京浜島車庫 大田区京浜島三丁目2番3号 第三東海株式会社西が丘車庫 北区西が丘一丁目47番17号

四 種類

三項に記載する各職場において、全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的に、収集運搬清掃車の輸送停止及び処理事業所の業務停止を始めとする、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の行為を、単独または併用して行なう。(以上原文のまま掲載)